

意見書案第 12 号

原子力発電所の再稼働中止を求める意見書案

上記の意見書案を次のとおり福岡市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年9月18日

福岡市議会

議長 おばた 久 弥 様

提出者 福岡市議会議員

森 あや子

倉 元 達 朗

中 山 郁 美

落 石 俊 則

原子力発電所の再稼働中止を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故発生から4年半が経過しましたが、いまだに約11万人の福島県民が避難生活を余儀なくされています。事故原因は十分には解明されておらず、責任の所在は曖昧なまま、汚染水問題などが日ごとに深刻さを増し、事故の収束はおぼつかない状況にあります。

このような中で、原子力規制委員会は九州電力川内原子力発電所第1・2号機や関西電力高浜原子力発電所第3・4号機が福島第一原子力発電所事故を踏まえて施行された新規制基準を満たしていると決定し、九州電力は本年8月11日に川内原子力発電所第1号機の再稼働を強行しました。政府も原子力発電所の再稼働を進め、既成事実を積み重ねようとしています。

新規制基準においては、放射性物質が飛散する過酷事故も想定することとされているにもかかわらず、おおむね30キロメートル圏内のUPZ（緊急防護措置準備区域）の自治体に義務付けられている避難計画の策定には国も原子力規制委員会も直接関与しておらず、計画の不備も指摘されています。さらに、川内原子力発電所の周辺には複数の火山が存在しており、火山巨大噴火への安全対策や住民避難などにも多くの課題を残したままです。

この2年間近くにわたって原子力発電所は稼働しておらず、原子力発電所なしで電力供給に何ら問題がないことは明らかです。まずは福島第一原子力発電所事故原因の徹底した解明と事故の収束こそ優先させるべきであり、原子力発電所の再稼働は急ぐ必要はありません。実効性の担保された避難計画もなく、火山噴火リスクも高まっている中で、川内原子力発電所の再稼働は到底認めることはできません。

よって、福岡市議会は、国会及び政府が、原子力発電所の再稼働を中止されるよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、環境大臣、  
内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（原子力防災） 宛て

議 長 名